

議案第 5 号

朝来市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
朝来市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和 8 年 2 月 25 日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

人事院勧告に準じて一般職に属する職員の通勤手当の改正を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支</u></p>

超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル未満である職員 1,000円

イ 使用距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員 2,100円

ウ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 2,900円

エ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 3,700円

オ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,500円

カ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,800円

キ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

ク 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

ケ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

コ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）
を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、
次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を
超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額
として規則で定める額

サ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満で
ある職員 19,700円

シ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満で
ある職員 22,800円

ス 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で
ある職員 25,900円

セ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で
ある職員 29,100円

ソ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で
ある職員 32,300円

タ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で
ある職員 35,500円

チ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

<p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>6～8</u> （略）</p>	<p><u>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>5～7</u> （略）</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第5号資料

令和7年人事院勧告による国家公務員の給与改定（令和8年4月1日施行分）
に準じた職員の給与制度の改正概要について

■通勤手当の改定【①は令和7年4月適用（改正済）、②及び③は令和8年4月施行】

- ① 自動車等使用者について、現行の「60km以上」までの距離区分について、400円から7,100円までの幅で引上げ（令和7年12月議会提出議案）
- ② 65km以上から100km以上までの距離区分（5km刻み）を新設（上限66,400円）
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

【表1 令和7年4月適用】

距離区分 (片道)	1 km 以上 2 km 未満	2 km 以上 3 km 未満	3 km 以上 4 km 未満	4 km 以上 5 km 未満	5 km 以上 7 km 未満
手当額	1,000 円	2,100 円	2,900 円	3,700 円	4,500 円
距離区分 (片道)	7 km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満
手当額	5,800 円	7,300 円	10,400 円	13,500 円	16,600 円
距離区分 (片道)	30km 以上 35km 未満	35km 以上 40km 未満	40km 以上 45km 未満	45km 以上 50km 未満	50km 以上 55km 未満
手当額	19,700 円	22,800 円	25,900 円	29,100 円	32,300 円
距離区分 (片道)	55km 以上 60km 未満	60km 以上			
手当額	35,500 円	38,700 円			

【表2 令和8年4月施行】※引上げ箇所を赤字で記載

距離区分 (片道)	1 km 以上 2 km 未満	2 km 以上 3 km 未満	3 km 以上 4 km 未満	4 km 以上 5 km 未満	5 km 以上 7 km 未満
手当額	1,000 円	2,100 円	2,900 円	3,700 円	4,500 円
距離区分 (片道)	7 km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満
手当額	5,800 円	7,300 円	10,400 円	13,500 円	16,600 円
距離区分 (片道)	30km 以上 35km 未満	35km 以上 40km 未満	40km 以上 45km 未満	45km 以上 50km 未満	50km 以上 55km 未満
手当額	19,700 円	22,800 円	25,900 円	29,100 円	32,300 円
距離区分 (片道)	55km 以上 60km 未満	60km 以上 65km 未満	65km 以上 70km 未満	70km 以上 75km 未満	75km 以上 80km 未満
手当額	35,500 円	38,700 円	42,200 円	45,700 円	49,200 円
距離区分 (片道)	80km 以上 85km 未満	85km 以上 90km 未満	90km 以上 95km 未満	95km 以上 100km 未満	100km 以上
手当額	52,700 円	56,200 円	59,600 円	63,000 円	66,400 円

※新設する65km以上から100km以上までの距離区分に応じて定める手当額は給与規則で規定